

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和元年9月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R〇.〇/〇日に私が県に提出した時は、県は公開請求の受取を拒否した時の添付資料（協議書及び皇室の写真、特許庁の重要書類等の書類）及び関係書類全部、監察課・環境首都課」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年10月4日、実施機関は、本件請求のうち環境首都課が所管するものについて「当該保有個人情報について、作成又は取得しておらず、保有していないため。」として、旧条例第20条第3項の規定により個人情報開示請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年10月7日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年3月1日、実施機関は、旧条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

県は、開示請求時は県にありながら、その後送り返してきてないとはおかしいので、あるべき書類を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりで

ある。

本件請求において、審査請求人が請求した「R〇.〇/〇日に私が県に提出した時は、県は公開請求の受取を拒否した時の添付資料（協議書及び皇室の写真、特許庁の重要書類等の書類）及び関係書類」とは、令和〇年〇月〇日に審査請求人が県へ提出した情報公開請求書に添付しようとした書類及びその時の対応を記録した公文書であると特定した。

当該書類は、請求内容に全く関係がないため、県庁総合窓口において添付を拒否する旨を伝えたところ、そのまま置き去ったものであり、公文書として取得したのではなく、審査請求人への返還のために県庁総合窓口において一時的に保管されていたものに過ぎず、令和〇年〇月〇日には特定記録郵便により返送されている。

以上により、条例第20条第3項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書及び審査請求書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報の内容は、令和〇年〇月〇日に審査請求人が情報公開請求をする際に、請求書に添付しようとしたが受取を拒否されたこと及びその際の対応に関するものであると解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、審査請求人は、令和〇年〇月〇日に県庁1階の監察評価課県庁ふれあい室にある県庁総合窓口を訪れ、情報公開請求を行ったが、その際に請求書に関係のない書類を添付しようとして県庁総合窓口で添付を拒否されたが、そのまま置き去ったとのことである。

また、実施機関によると、当該書類は、県庁総合窓口で一時的に保管された後、令和〇年〇月〇日に県庁総合窓口から特定記録郵便にて審査請求人に返送されており、県庁総合窓口でも保管されていないものである、とのことである。

イ 情報公開請求の受付対応は、一般的に県庁総合窓口で行われていると認められるので、受付等には実施機関の環境首都課は関係していないため、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点はない。よって本件請求に係る保有個人情報について、作成又は取得しておらず、保有していないためとして行った本件決定は妥当であると判断する。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年3月 1日	諮問
同 年3月24日	審議 (徳島県個人情報保護審査会 第150回審査会)
同 年6月 9日	審議 (徳島県情報公開・個人情報保護審査会 第3部会第1回審査会)

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	徳島県個人情報保護審査会 令和5年3月24日まで
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学大学院人間生活学 研究科教授	
竹 原 大 輔	弁護士	
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	